

「健やか親子21（第2次）」の重点課題②
妊娠期からの
児童虐待（子ども虐待）防止対策

妊娠期からの子ども虐待予防の必要性

1. 子ども虐待により起こることの重大性

子どもの心身への影響の重大さと、子どもが親になってから我が子に対する「虐待の連鎖」から、虐待予防は緊急課題

2. 揺れ動く親子関係・子育て環境

子どもの受容の程度や子育てのやりにくさ、夫婦関係、生活基盤、支援者など、生活は日々変動することから、継続した親子の状況のアセスメントが必要

3. 母子保健法による位置づけ

母子保健では、ポピュレーションアプローチの指導・支援と、ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチである疾病や障害、行動情緒問題等の早期発見と支援を行い、この中でこれまでも子ども虐待の予防や早期発見・支援を行ってきた。

平成28年6月の母子保健法改正で、子ども虐待の予防等が位置づけられた

妊娠期からの子ども虐待予防の必要性

3. 母子保健法による位置づけ

＜改正母子保健法＞平成28(2016)年6月

- 国及び地方公共団体の責務(第5条)
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策は、乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資する
- 母子健康包括支援センター(第22条)
母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、設置は市町村の努力義務

＜児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について＞

平成28年6月3日付雇児発0603第1号通知

「Ⅱ 児童虐待の発生予防」において、母子健康包括支援センターは「子育て世代包括支援センター」であるとされた

妊娠期からの子ども虐待予防の必要性

子育て世代包括支援センター

「妊娠期からの切れ目ない支援」「当事者目線」「ワンストップサービス」が象徴的機能といえる

- 対象者
主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者
- 実施場所
母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設・場所
- 事業内容
 - (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
 - (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
 - (3) 支援プランを策定すること
 - (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

全国調査（市区町村）

妊娠期間中のアセスメントの実施状況

(n=1,158)

母子健康手帳交付数		母子健康手帳交付時 N=901 (77.8%)	交付後の妊娠期間 N=289 (25.0%)	いずれの時期も行っていない N=134 (11.6%)	その他 N=100 (8.6%)
～49件	259(22.4)	208(80.3)	68(26.3)	33(12.7)	15(5.8)
50～99件	147(12.7)	122(83.0)	38(25.9)	16(11.0)	8(5.4)
100～199件	170(14.7)	141(82.9)	38(22.4)	17(10.0)	10(5.9)
200～299件	107(9.2)	77(72.0)	20(18.7)	16(15.0)	9(8.5)
300～499件	143(12.3)	120(83.9)	30(21.0)	12(8.4)	12(8.4)
500～999件	150(13.0)	118(78.7)	39(26.0)	14(9.3)	19(12.7)
1000件以上	184(15.7)	115(62.8)	56(30.6)	26(14.2)	27(14.8)
計		901(77.7)	289(24.9)	134(11.6)	100(8.6)

全国市区町村1,741か所の母子保健主管部(局)等を対象に、2015年8月に実施。回答数(率):市区町村1,172件(回答率67.3%)

妊娠期からの支援

- 妊婦が妊婦健診を受診し、医療機関等の専門職がいるところで母児ともに安心・安全な出産ができるよう支援し、児の出生後は安定した生活ができ、育児の支援を得て母親が児に没頭できる環境を整える
- 初めての妊娠・出産はいまだかつて経験したことのない人生上の大きな激動であり、医学的知識を持ちソーシャルワークのできる保健師の支援が重要



各論

- (1) 妊娠中からの環境整備
- (2) 乳幼児健診における虐待予防・早期発見
- (3) 母子保健サービスを利用しない・利用できない親への気付きと支援

妊娠期からの支援

(1) 妊娠中からの環境整備①

- 虐待の背景には、子ども時代に愛情を受けていない育ち、生活のストレス、孤立、親の意に沿わない子の4つの要素があるとされ、これらを把握し軽減する支援が必要
(「健やか親子21(第1次)」等)
- しかし、これらは親が自覚していないこともあり、親を受容しつつ、子どもを育てにくい状況への環境整備の支援が必要

妊娠期からの支援

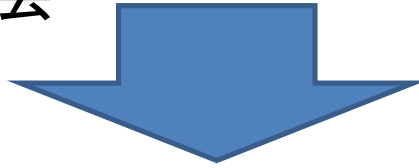
(1) 妊娠中からの環境整備②: 環境を整える視点

- ① 身体的健康
生活習慣を整え、妊婦健診を受診 等
- ② 精神的健康
うつ的になっていないか 等
- ③ パートナーとの関係
DVはないか 等
- ④ 費用(妊婦健診、出産費用、養育費用)
- ⑤ 定まった空間
現在の生活の場、里帰りなど
- ⑥ 育児の支援
具体的に誰がどのくらい支援できるか
- ⑦ 本当のことを相談できる相手
実父母との関係、パートナーとの関係

妊娠期からの支援

(2) 乳幼児健診における虐待予防・早期発見

受診率が高く、啓発の場、虐待のハイリスク・疑いのある親子の発見の場として貴重な機会

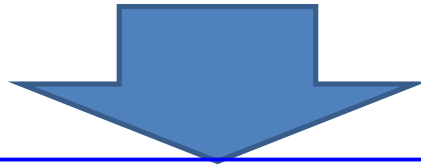


- 虐待予防の啓発
特に乳幼児揺さぶられ症候群の啓発は重要。しかし、全国調査では67.4%が啓発を行っていたが、内容はさまざまで、効果の高い啓発が必要
- 虐待疑いの早期発見の体制作り
全国調査では、マニュアルや取り決め等があるのは52.0%。「親子の様子のアセスメント」、「上司に報告等の組織的対応」、「健診スタッフが認識する仕組み」、「担当保健師につなぐ等の橋渡し」は7～8割行われていたが、「親子の心情に寄り添う関わり」は6割と少なかった

妊娠期からの支援

(2) 母子保健サービスを利用しない・利用しにくい親への 気づきと支援

虐待死亡事例の検証報告等から、これらの問題のある親子への
対応が重要



- 乳幼児健診未受診者への対応の標準化
「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き」では、
地域に暮らす乳幼児の全数把握の必要性と、健診未受診者への
対応の標準化について記載。ポイントは、「健診未受診者の把握期
限の設定」「妊娠期・周産期情報の活用」「他機関との情報共有」
「情報を共有できない場合の対応方針の事前の取り決め」。
- 予期しない妊娠に対する対応

予期していない妊娠／計画していない妊娠

厚生労働省による児童虐待死亡事例の検証報告（第13次）から、より客観的、中立的に事例ととらえ、検討を行うため変更。それまでは、「望まない妊娠／計画していない妊娠」。

第10次報告で「望まない妊娠」は

「様々な事情により、妊娠やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。」と定義。

第12次報告で「この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。」としている。

「妊娠を他者に知られたくない女性」への対応

6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」の参議院附帯決議

「六、予期せぬ妊娠をした妊婦や養育困難と見込まれる妊婦に対する支援については、妊娠中から特別養子縁組も視野に入れて児童相談所や民間団体との連携を深めること。また、**妊娠を他者に知られたくない女性に対する相談支援の方策について検討すること。**」